



パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携 ～千葉市、船橋市及び松戸市の3市間で転入・転出する場合の手続きを簡素化～

性的少数者（LGBT）や事実婚のカップルの方々からの宣誓をもとに証明書等を交付する「松戸市パートナーシップ宣誓制度」について、当事者の方々の負担を軽減するため、千葉市、船橋市及び松戸市の3市間で、転入・転出する場合の手続きを簡素化する「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」を締結します。

本協定の締結により、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解がさらに広がることを期待し、今後も、当事者の方々の生きづらさを軽減、解消を応援する取り組みを進めていきます。

なお、同制度における3市の連携協定締結は、県内自治体間では初となります。

◆協定締結日及び都市間連携の開始日

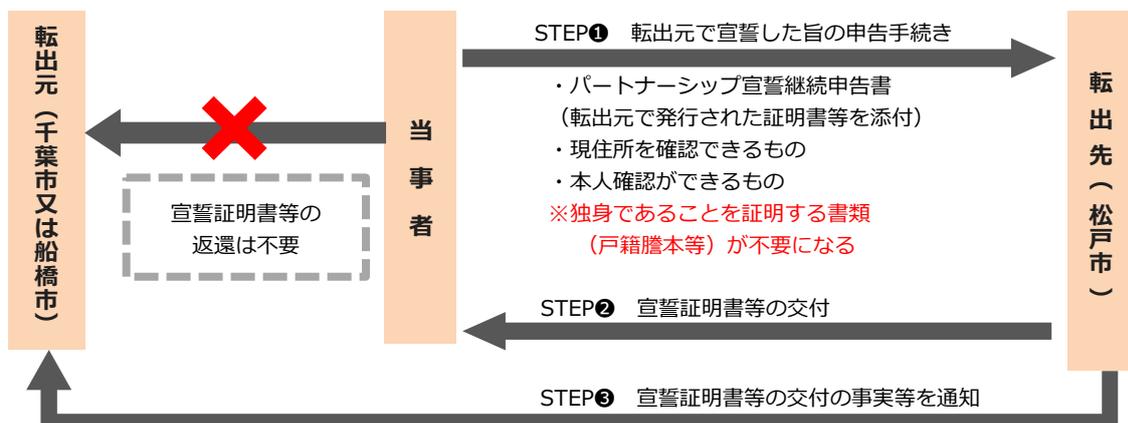
令和4年4月11日（月）

※開始日以降に、千葉市、船橋市又は松戸市の3市間で転出入した場合に適用を受けることができます。

◆都市間連携の概要

パートナーシップ宣誓を行い、証明書等の交付を受けたお二人が市外へ転出した場合、通常は証明書等を返還するとともに、転入先の自治体で改めて宣誓等をする必要がありますが、都市間連携の開始により、千葉市、船橋市及び松戸市の3市間における転入・転出の場合は、返還手続き等を不要とするものです。

◆連携スキーム（千葉市又は船橋市から松戸市に転入するケース）





やさシティ、まつど。
matsudo

◆協定締結式について

協定締結を記念し、協定締結式をオンラインにて執り行います。

日 時 令和4年4月11日（月）13時30分から14時まで

場 所 松戸市役所新館5階 市民サロン

出席者 千葉市長 神谷 俊一（オンラインでの出席）

船橋市長 松戸 徹（オンラインでの出席）

松戸市長 本郷谷 健次

内 容 3市長挨拶、協定書署名、写真撮影

◆これまでの経緯

制度開始日 令和2年11月1日 ※県内では千葉市に次いで2番目に導入

申請件数 28組 ※令和4年3月27日現在

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

松戸市総務部行政経営課 ☎047-366-7311

FAX047-364-6919 ✉ mcgyousei@city.matsudo.chiba.jp